

第 2 3 号議案

足立区障がい福祉センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区障がい福祉センター条例の一部を改正する条例

足立区障がい福祉センター条例（平成 1 4 年足立区条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同項第 3 号中「自立支援法第 5 条」を「障害者総合支援法第 5 条」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に、「自立支援法規則」を「障害者総合支援法規則」に改め、同項第 4 号中「自立支援法第 5 条」を「障害者総合支援法第 5 条」に、「自立支援法規則」を「障害者総合支援法規則」に改め、同項第 5 号及び第 6 号中「自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第 4 条第 2 号から第 4 号までの規定中「指導助言」を「支援」に改め、同条第 6 号中「自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同条第 8 号中「及び第 7 号」を削り、同条中第 9 号を削り、第 1 0 号を第 9 号とし、第 1 1 号を第 1 0 号とする。

第 6 条第 1 号から第 5 号までの規定中「自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同条第 6 号中ウ及びエを削る。

第 7 条第 1 項中「、ウ及びエ」を削る。

第 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号中「自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同項中第 5 号を削る。

付 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

障害者自立支援法等の改正に伴うもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。